

地域密着型サービス事業者公募要項
【令和 7 年度】

令和 7 年 3 月

袋 井 市

目 次

1 公募概要	2
2 公募するサービスの内容	2
3 公募する日常生活圏域	2
4 公募に係る要件・注意事項等	2
5 応募資格要件	2
6 選定項目等について	2
7 選定スケジュール	4
8 応募手続き	4
9 事業者の選定方法等	6
10 事業者の指定について	7
11 その他留意事項	7

1 公募概要

第9期袋井市介護保険事業計画（令和6～8年度）に基づき、施設整備を進めるにあたり、質の高い介護サービスの提供がなされるよう、かつ、事業者の選定に際し公平性を確保する観点から、介護保険施設等を整備・運営する事業者の公募を行います。

2 公募するサービスの内容

サービスの種類	整備数	整備年度
認知症対応型共同生活介護 (以下、「グループホーム」という。)	2ユニット・定員18人の施設 1箇所	令和8年度中 (令和9年4月1日からサービス開始)

3 公募する日常生活圏域

市内全域（袋井北部・袋井中部・袋井南部・浅羽）を対象とします。

4 公募に係る要件・注意事項等

- (1) サービス選定委員会(令和7年8月22日予定)の審査を経て採択された事業者は、事業者自身で近隣住民等への説明及び了承を取ってください。
- (2) 建設予定地が「袋井市洪水ハザードマップ」において浸水想定区域内の場合は、水防法第15条第1項第4号で定める要配慮者利用施設に該当します。水害等の利用者の安全を確保するため、定期的な避難訓練を実施するとともに要配慮者避難計画を作成してください。

5 応募資格要件

- (1) 法人格を有していること
- (2) 該当サービス事業の運営を直接行う事業者であること
- (3) 介護保険法第78条の2第4項各号に該当しないこと
- (4) 袋井市暴力団排除条例（平成23年12月28日条例第30号）第2条に規定する暴力団、暴力団員等と密接な関係を有する法人でないこと（代表者又は役員等が密接な関係を有することを含む。）

6 選定項目等について

次に掲げる選定項目ごとに採点し、総合的に選定を行います。

1 一次審査（書類審査）			
評価項目		配点	
(1)運営法人	①運営法人の負債比率	90点	20
	②運営法人の経営収支差額		20
	③運営法人の次期繰越活動収支差額		20
	④運営法人の人件費率		10
	⑤事業運営における法令等の遵守状況		10
	⑥運営実績（介護保険事業実績）		10

(2) 事業運営	①施設運営の基本方針（全体）	110点	20
	②施設運営の基本方針（介護面）		20
	③職員の雇用（配置）・育成の方針		10
	④サービス向上のための取り組み		10
	⑤施設管理の安全性等への配慮		10
	⑥利用者、家族等への対応		10
	⑦地域との連携、協力、交流		10
	⑧効率的運営、効率化への取り組み		10
	⑨利用料金		10
(3) 立地条件	①設置予定地の選定理由	20点	20
(4) 建設計画	①施設の概要（利便性への配慮）	80点	10
	②施設の概要（利用者一人あたりの面積）		10
	③資金計画（借入金比率）		10
	④資金計画（建設費自己資金充当率）		20
	⑤資金計画（財源に対する自己資金の割合）		20
	⑥資金計画（㎡あたりの工事請負費用）		10
		小 計(300点)	

2 二次審査（面接審査）		
評 価 項 目		配 点
面接	イ．応募動機・姿勢	20
	ロ．事業運営における考え方	20
	ハ．人材確保育成の方策	20
	ニ．ケアに関する考え方	20
	ホ．市民入所に対する考え方	10
	ヘ．地域（住民）への配慮	10
		小 計(100点)
3 総合点（一次審査小計 + 二次審査小計）		
総 合 計 （400点満点）		

7 選定スケジュール

- (1) 公募要項の公開日（市HP）→令和7年4月1日(火)
- (2) 質問票の受付(様式4)→令和7年4月7日(月)から令和7年6月30日(月)まで
- (3) 質問に対する回答→随時（市HPに質問及び回答を掲載）
- (4) 申請書類の提出→令和7年4月7日(月)から令和7年6月30日(月)
- (5) 事業者サービス選定委員会出席・プレゼン 令和7年8月22日(金)
- (6) 選定結果の通知 令和7年9月上旬

8 応募手続き

(1) 公募申込書・開設提案書等の提出

- ア 書類の提出にあたっては、介護保険法、老人福祉法、都市計画法、建築基準法、消防法等の関連法令の基準を遵守していることが前提となります。また、各関係部署と事前に相談及び確認をしてください。
- イ 市が必要と認めるときは、追加資料の提出を求めることがあります。
- ウ 応募に関する費用は、応募事業者の負担となります。
- エ 提出いただいた資料は、理由の如何を問わず返却いたしません。

(2) 受付方法

- ア 募集期間 令和7年4月7日(月) 8時30分 ～ 6月30日(月) 17時15分
- イ 提出方法 窓口提出（期限厳守）
提出の際は、予め電話予約の上、来庁ください。
- ウ 提出書類「正本1部・副本2部」（副本はコピー可）及びPDFデータ
（PDFデータは、電話予約の際、市が指定する方法で提出をお願いします。）
- エ 公募期間終了後の申請は、理由の如何を問わず受理いたしません。

(3) 質問の受付

- 質問は、令和7年5月31日（土）までに、様式4により郵送、FAX、メールにて提出してください。口頭による質問は受け付けません。
- 寄せられた質問は令和7年6月16日(月)までにホームページにて回答します。

(4) 応募にかかる提出書類一覧

書 類 等	内 容 等	備 考
1 公募申込書	所定の様式	様式1
2 定款または寄付行為	最新のもの	
3 法人履歴事項全部証明書	申込前3箇月以内のもの	
4 印鑑証明書	申込前3箇月以内のもの	
5 事業者概要	・ 事業経歴及び実績 ・ 代表者の経歴 ・ 役員構成 ・ 事業者の概要（パンフレット可）	任意様式

6 決算書等	・直近３年間の決算書類 ・公的機関から補助金、融資、寄付行為等がある場合は過去３年間の内容	任意様式
7 開設提案書	・事業参入理由 ・施設運営の基本理念 ・運営方針（サービスの質の向上、個人情報保護、身体拘束、認知症ケアに対する考え方等）	様式２ ２（１）～（７）
8 安全対策等	・衛生管理・感染症対策の対応 ・防災対策（防災対応マニュアル等） ・事故防止、安全対策 ・苦情処理体制	様式２ ２（８） ～（１１）
9 地域等との連携	・地域及び関係機関との連携 ・協力医療機関との連携 ・運営推進会議	様式２ ２（１２）
10 運営・職員計画	・敷地、施設の概要 ・施設運営（利用料、利用定員） ・施設の管理者、職員の配置計画 職員の確保計画	様式２ ３～８
11 事業スケジュール	・開設までの日程表	任意様式
12 施設計画	・計画地の周辺地図、現況写真、公図、配置図、平面図、各室面積表 土地建物登記事項証明書 土地建物契約書等の写（購入または賃貸借の場合、確認できる書類）等	任意様式
13 資金計画	・施設整備費の内訳書 ・借入金償還計画書 ・事業収支計画書（事業開始後１年間）	任意様式
14 指導監査結果一覧	・過去３年分の実地指導等の指導内容	様式３

※上記のほか、市が必要とする書類の追加提出をお願いする場合があります。

（５）提出書類の体裁等について

ア 書類はＡ４サイズで左綴じとし、綴じる順番は提出書類の順としてください。

（図面などでＡ３サイズとなる場合、Ａ４サイズに片袖折りに畳んでください。）

イ 全体をファイル等に綴り、目次を作成しインデックスを付けてください。

ウ 表紙及び背表紙にタイトル及び法人名を明記し、表紙に正本又は副本の区分を明記してください。

タイトルは「令和７年度地域密着型サービス事業所整備事業者応募申込書」としてください。

(6) 提出場所

袋井市 市民生活部 保険課 介護認定係

市役所 1 階 電話 0 5 3 8 - 4 4 - 3 1 4 7

FAX 0 5 3 8 - 4 3 - 6 2 8 5

E-mail hoken@city.fukuroi.shizuoka.jp

9 事業者の選定方法等

(1) 事業者の審査方法と審査項目

ア 審査方法

書類審査及びヒアリングにより行います。

(ア) 書類審査では、公募申込書、添付書類により、応募意思の確認、資格及び事業に対する考え方、実現性を審査します。

(イ) ヒアリングによる審査では、開設提案に基づき補足質問を行い、事業に対する考え方などについて総合的に判断します。(ヒアリングの日程等は後日連絡します。)

イ 審査項目

「運営の理念や方針」、「事業の継続性（安定的な運営）」、「地域との連携策」、「防災対策」、「事故防止・安全対策」、「苦情処理体制」、「衛生管理」、「職員体制」、「施設整備面での配慮」、「その他必要とされる事項」

(2) 事業者の選定基準

ア 運営理念、基本方針、介護方針

イ 地域との連携・協調性

ウ 医療体制の整備、医療機関との連携

エ 組織運営

オ 事業運営（資金計画等）

カ 防災対策・衛生管理

キ 苦情対応・事故防止体制等

ク 職員体制（職員の配置、研修計画等）

ケ 施設整備（立地状況、建物概要等）

(3) 最低基準点数及び複数申込の場合の選定基準

400点×審査員(最大7名)の総得点の70%以上とします。

※ ただし、最低基準点数を下回る場合であっても、市長はより良い施設にするための条件を付して、適正な指導のもと了とすることができるものとします。

(4) 事業者の選定

袋井市介護サービス事業者選定委員会が行います。

(5) 決定

袋井市介護サービス事業者選定委員会の審査結果を踏まえ、市長が決定します。

(6) 選定結果

選定結果については、当落に関わらず令和7年9月上旬に文書にて通知します。

なお、審査の結果、適切な運営が望めない場合は、「事業者なし」と判断する場合があります。

(7) その他

提出された開設提案書の内容について、改善の必要があると認めた際には、修正の上、再提出していただく場合があります。

10 事業者の指定について

事業所の建設等が終了し、事業開始の準備が整った時点で、指定申請をしていただくこととなりますが、指定基準を満たさない場合には、指定を行いません。

11 その他留意事項

(1) 事業者として選定後に辞退することは、原則認めません。しかし、選定前までに応募を辞退する場合は、辞退理由を明記の上、法人名代表者の署名のある辞退届を提出してください。

(2) 事業者選定後に大幅な計画の変更が必要となる場合は、選定を取り消す場合があります。

(3) 選定後の計画中止や選定されなかったことによる一切の損害等について、本市が責任を負うものではありません。

(4) 近隣住民等への説明及び了解は応募事業者が行い、市が建設にあたる調整は一切行いません。

(5) 袋井市介護サービス提供体制整備促進事業費補助金は、静岡県の制度（地域医療総合確保基金）を活用しており、県の審査のもと補助金交付決定がされます。

補助制度を活用して施設整備を行う場合は、静岡県が示す補助金申請に係るスケジュールを厳守してください。

また、市が整備事業者を選定した場合でも、必ずしも補助金が交付されるとは限りません。交付されなかった場合も念頭に、事業計画を策定してください。